

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ラオス	無償資金協力に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ラオスの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の間係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。 ロット・ブー・ラー遺跡保存環境整備計画を実施するために必要な 1. 排水施設及び保管庫の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び車両並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の機材及び車両の操作指導に必要な役務の供与 5. 保管庫内展示物の運営指導に必要な役務の供与	53,940千円 -----	H14.1.23 グアイエン チアンで (同日)	日本側 宮本吉範在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ブーバー外務副大臣	H14.7.24 320号
ラオス	ロット・ブー・ラー遺跡保存環境整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	同上	244,600千円 H15.1.24まで	H14.1.25 グアイエン チアンで (同日)	日本側 宮本吉範在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ブーバー外務副大臣	H14.12.3 423号
ラオス	無償資金協力に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	同上	82,227千円 -----	H14.3.6 グアイエン チアンで (同日)	日本側 眞鍋寛在ラオス臨時代理大使 ラオス側 ボンサワット・ブーバー外務大臣代理	H14.9.18 386号
ラオス	ペリリア対策（第二次）・寄生虫対策計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	同上	305,000千円 H15.3.26まで	H14.3.27 グアイエン チアンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ブーバー外務大臣代理	H14.12.19 443号
ラオス	食糧援助に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	同上	380,000千円 H15.3.31まで	H14.4.8 グアイエン チアンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ブーバー外務副大臣	H15.5.8 123号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ラオスとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅達印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	ナムズム第一発電所補修計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ナムズム第一発電所補修計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,204,000千円 (H14年度 344,000千円) H15.3.31まで (H15年度 669,000千円) H16.3.31まで (H16年度 191,000千円) H17.3.31まで	H14.5.16 グアイエン チアソで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス 大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット副首相兼外 務大臣	H15.5.8 126号
ラオス	無償資金協力に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ラオスの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。 貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ラオスの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入すること。	53,425千円 -----	H14.6.19 グアイエン チアソで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス 大使側 ズンクアト・サ ンソムサワット外務副大臣	H15.9.4 307号
ラオス	無償資金協力に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	81,428千円 -----	H14.8.27 グアイエン チアソで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス 大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット副首相兼外 務大臣	H15.9.1 295号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	国際協力・研修センター建設計画を実施するために必要な 1. 国際協力・研修センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	383,000千円 H15.3.31まで	H14.8.27 グアイエン チアソで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス 大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット副首相兼外 務大臣	H15.9.1 296号
ラオス	国際協力・研修センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	国際協力・研修センター建設計画を実施するために必要な 1. 国際協力・研修センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	790,000千円 H15.3.31まで	H14.8.27 グアイエン チアソで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス 大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット副首相兼外 務大臣	H15.10.2 361号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ラオスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むラオスの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入すること。	1,500,000 千円 -----	H14.11.22 タイエン チャンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ソムサワート・レンサワット副首相兼外務大臣	H15.11.10 433号
ラオス	無償資金協力に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ラオスの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入すること。	133,628 千円 -----	H15. 3. 5 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 韓矢鴻一在ラオス臨時代理大使 ラオス側 ボンサワット・プーバー外務副大臣	H16. 1. 5 1号
ラオス	食糧援助に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	500,000 千円 H16. 3.31まで	H15. 4. 4 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・プーバー外務副大臣	H16. 1.28 34号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与 国際電話交換設備改善計画の実施のために必要な1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	62,000 千円 H16. 3.31まで	H15. 6.27 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 フンクアート・サソム外務副大臣	H16. 7.30 406号
ラオス	国際電話交換設備改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	1. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	219,000 千円 H16. 3.31まで	H15. 6.27 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 フンクアート・サソム外務副大臣	H16. 8.19 490号
ラオス	小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	小学校建設計画を実施するために必要な1. 小学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	333,000 千円 H16. 3.31まで	H15. 8.15 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ソムサワート・レンサワット副首相兼外務大臣	H16. 8.31 552号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をHO.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ラオスとの無償資金協力取極一覧